

17 女性の活躍促進について

(内閣府)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍は、我が国の経済成長にとって不可欠であることから、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力的に推進すること。
- (2) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援を継続・拡充するとともに、各地域における先進事例を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (3) モノづくり産業の強化に不可欠である女性人材の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の進路選択支援や女性技術者・研究者・技能者の育成支援を推進すること。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて国が定める「基本方針」については、早期に策定すること。

(背景)

- 内閣府の「平成26年度女性の活躍推進に関する世論調査」によると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「周囲の理解・意識改革」と回答した者の割合が49.6%にのぼり、社会全体の意識改革が重要な鍵を握っていることが示されている。

また、本県が同年、県内企業を対象に実施した「女性の活躍状況『見える化』調査」結果によると、規模の小さな企業ほど女性の活躍が進んでいないことから、企業の大半を占める中小企業への啓発・働きかけが重要である。

○ 平成26年度に、国において「地域女性活躍推進交付金」が創設され、本県でも、交付金を活用して、女性活躍企業等の認証、「あいち女性の活躍促進サミット2015」の開催など、企業の自主的取組を促す新たな事業を実施し、働く場における女性の「定着」と「活躍」の場の拡大に向けて各種取組を進めているところである。

今後、こうした事業を継続・拡大して実施することが企業における取組の加速化につながることから、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げ、柔軟な運用など支援内容の拡充を望むものである。

○ 我が国経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は急務であるが、製造業の専門・技術職に占める女性比率は10%（平成22年度国勢調査）、また、大学における女子学生の割合も、理学26.4%、工学12.9%（文部科学省「平成26年度学校基本調査」）と低く、これらの分野での女性人材の活躍が求められる。

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年2月20日閣議決定）において、地方公共団体は、国が定める「基本方針」を勘案し推進計画を策定するよう努めることとされている。本県を始め多くの府県では、男女共同参画計画を平成27年度中に策定することから、当該推進計画と一体的な策定も可能となるよう基本方針の早期策定を要請するものである。

（ 参 考 ）

「女性の活躍状況『見える化』調査」結果（平成26年12月、3000社回答）

